

<II. ビザ申請共通必要書類>

- パスポート原本（査証欄2 ページ以上の残存必須）
 - ・パスポートの残存期間については別紙「中国ビザ：料金案内」を参照
 - ・2020年1月1日以降のパスポートで申請する場合はひとつ前のパスポート原本も提出
提出できない場合は「パスポートに関する理由書」を提出
- パスポートに関する理由書（下記該当者のみ）：ひな形/記入例あり(II-1)
 - 1 2020年1月1日以降のパスポートで申請する際に旧パスポートを提出できない場合
 - 2 現在のパスポートの発行年とひとつ前のパスポートの有効期限年が異なる場合
(例：現在のパスポートが2023年1月10日発行、ひとつ前のパスポートの有効期限が2022年12月31日まで)
- 申請書作成用の質問書：日本語版と英語版あり
 - <18歳未満が申請する場合の注意事項>
 - ・親が離婚や死別をしていて片親からのサインしか提供できない場合、**親権が片親にのみあることを証明できる書類**を提出（例：離婚・死別などが確認できる戸籍謄本、死亡証明、離婚届の受理証明等）。
 - * 出生時に親が未婚、且つ、子の認知をしていないため渡航同意書に署名ができない場合は理由書が必要です。**
- カラー証明写真（4.5×3.5cm または 4.8×3.3cm）
 - * 大使館への原本提出は行っておりません**
 - ・背景は必ず白
 - ・眼鏡不可
 - ・白い服を着て撮影すると同化するため、撮影時は白以外の服を着てください
 - ・額がすべて出るようにしてから撮影（前髪が長い人は後ろに結ぶ、ピンでとめるなどして下さい）。
 - * 前髪で額や眉毛が一部でも隠れていると申請書作成時にエラーが出て完成できません。**
 - ・髪の毛が写真のフレーム外にはみ出ないこと
 - ・現像には一般的な**写真用光沢紙を使用**（コピー紙などに印刷したものは一切不可）
 - ・証明写真の撮影機、または写真店で撮影（**携帯電話を撮影した撮影、自我撮り、社内撮影等は一切不可**）
 - * 撮影機利用時の注意：**
 「エクセレントモード」「プレミアム仕上げ」「美白仕上げ」等のランクが一つ上の仕様を選択し、背景色を白に設定してください（通常料金での撮影は背景に白身がかかっても灰色と判断されエラー原因となります）。
 - ・写真が規格に満たない場合は申請書の完成ができません。
- 在留カードの両面コピー（外国籍のみ）

<III. 渡航目的別追加書類>

観光 (L) : (注) 両親・配偶者・子供のいずれかが中国籍の場合は申請書に事実通りに入力の上、領事判断で発給

- E チケットまたは航空券の予約確認書
- ホテルの予約確認書

* いずれも

- ・ 申請者のパスポート通りのフルネームがアルファベットで明記されていること。
- ・ 申請書に入力した内容と矛盾しないこと。
- ・ 航空券記載の中国入出国日がホテルの滞在期間をカバーしていること。
- ・ 旅行会社発行の場合は要会社情報+社判 (pdf コピー可)
- ・ オンライン予約サイトのものでも申請可能

* 片親が中国籍の場合：中国パスポートデータ面と在留カードの両面コピーが必要となります
(追加理由書が必要になるケースは弊社での代行をお断りすることがあります)。

交流 (F) : (注) 発給は3ヶ月シングルのみ

- 現地主催団体からの招聘状 (日本語または中国語で作成。英語は受付不可)
 - ・ 申請者パスポートに記載通りのローマ字表記が必要
 - * 漢字に誤表記があると招聘状が使えませんので無理に表記しなくて結構です例：齊藤と齋藤)
 - ・ 現地責任者の署名 (原則漢字のみ。漢字以外で署名している場合は署名者のパスポートコピーも必要)、
現地団体の社判 (判読可能な鮮明な印影があること) が必須です
 - ・ 目的、申請者の所属組織と招聘団体の関係、入国日及び滞在期間が明記されていること

長期留学 (X1) および 短期留学 (X2)

- 外国人来華簽證申請表 (JW201 または JW202) pdf 印刷したもの
 - * バーコードがあるeタイプで発行されます。現在は原本がありません。
- 入学通知書 pdf カラー印刷したもの
 - * 現在は原本がありません。
 - * 中文と英文両方をカラーで印刷してください。
- 30日以内の滞在の場合は「理由書」ひな形/記入例あり (II-2)

業務 (M) :

(注1) 2024年12月11日現在1回の滞在60日または90日にて発給

(注2) マルチビザは下記の条件で申請可能:

- ・ (日本籍) 特になし (初めての渡航でも申請可能)
- ・ (外国籍) 下記 a と b の条件を満たして申請することで領事判断による発給 (1年マルチまで) :
 - a. 業務ビザの取得歴 (シングルなら2回、ダブルまたはマルチなら1回以上) があり、このビザを使って中国渡航歴が2回以上あること。
 - b. 上記をパスポート原本で証明できること
(旧パスポートにビザ、渡航スタンプがある場合は原本の提出が必須です)

□ **訪問先の現地企業からの招聘状 (日本語または中国語で作成)**

- ・ 弊社ホームページに ひな形と作成時注意事項・記入サンプルの PDF あり
- ・ 申請者 パスポートに記載通りのローマ字表記とパスポート番号が必要
 - * 漢字に誤表記 (例: 斉藤と齋藤) があると招聘状が使えませんので無理に表記しなくて結構です
- ・ 現地責任者の署名 (原則漢字のみ。漢字以外で署名している場合は署名者のパスポートデータ面コピーも必要)、現地企業の社判 (判読可能な鮮明な印影があること) が必須です
- ・ 目的、申請者の所属企業と現地企業の関係、入国日及び滞在期間が明記されていること
- ・ 60日滞在のビザを希望する場合は (余裕をもって) 32日以上滞在するスケジュールを明記すること
- ・ 90日滞在のビザを希望する場合は (余裕をもって) 70日以上滞在のスケジュールを明記すること
- ・ ダブル希望の場合は2回分のスケジュールを明記すること
- ・ マルチ希望の場合は3回分のスケジュールを明記すること
- ・ 1年マルチ希望の場合は3回目に半年以上先のスケジュールを明記すること
- ・ 2年マルチ以上希望の場合は3回目に1年以上先のスケジュールを明記すること

就労 (Z) : 外国人工作許可通知

- ・ 中文と英文両方を印刷したものが必要 (カラー、白黒いずれも可)
- ・ 東京のビザセンターでの申請を希望される場合、現地での当該書類手続き時に申請窓口を東京に指定して下さい。ビザセンターでは事前確認ができません。申請窓口が違うことが判明した場合は大使館での受付後に書類が返却されます。 **この場合、弊社手数料とビザセンター手数料が発生します。**

就労家族 (S1/S2) :

<共通>

- 戸籍謄本 (3ヶ月以内発行の原本/全部事項/申請者が除籍表記になっていないこと)
 - ・ 就労者との関係が証明できるもの。家族複数名で同時に申請する場合は提出一部のみで可。

<就労者との同時申請の場合>

- Sビザ申請者本人の名前も記載された外国人工作許可通知 (コピー可)
 - * 中文と英文両方を印刷したものが必要 (カラー、白黒いずれも可)

<既に就労者が中国に渡航済みの場合>

 就労者からの下記書類全て

- ① 招聘状 (招聘者の署名、居留証番号必須です。コピー可)
 - * 弊社ホームページにひな形/記入例あり
 - * 目的について、S1ビザの場合は「帯同家族として同居」S2ビザの場合は「親族訪問」とすること
 - * 滞在予定日数について、S1ビザの場合は181日以上、S2ビザは最長で180日までを記載
- ② パスポートデータ面コピー
- ③ 就労 (Z) 査証コピー
- ④ 居留証コピー (有効期間が出発日から6ヶ月未満の場合下記⑤、⑥の追加提出が必要。2ヶ月を切る場合は更新が必要。2カ月を切ると申請できなくなりました)。
- ⑤ 外国人工作許可証のコピー
 - * カードの両面コピー及びQRコードを読み込んで表示されるデータ一式(2頁分)のプリントアウト
- ⑥ 「就労者の居留期間を〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までに更新する」旨を明記した現地企業からの保証書、または現地就労者の在職証明書コピー (在職証明書には現地での就労期限も明記必須)
 - * ⑥についてはいずれも社判と責任者の署名が必要です
- ⑦ 申請者が未成年で、すでに招聘人が赴任中のため申請書に署名ができない場合は、別途誓約書が必要
ひな形/記入例あり (III-1)

親族 (Q2) : 初回からマルチ申請可能 現地招聘者との関係を証明する書類として下記①-③の書類すべて

- ① 現地在住の中国籍親族からの中国語招聘状 (PDF/FAX 可)
 - * 弊社ホームページにひな形/記入例あり (PDF) あり
 - * 現地からPDFで送付された招聘状を印刷したものに、申請者本人がパスポートと同じ署名と記入日を明記し、下記内容を追記したものを**原本**として提出する必要があります：

「招聘状に書かれた記載内容は全て事実であることを本人は宣言します。
もし内容に事実でないところがあった場合、これによって引き起こされた全ての法律責任を負います」
- ② 招聘状を作成した親族の居民身分証 (両面コピー)
- ③ 戸籍謄本 (3ヶ月以内に発行された原本/全部事項/申請者が除籍表記になっていないこと)
 - * 招聘者の名前が明記されていること。
 - 記載がない場合、親族関係が記載された中国の公証書が追加で必要です (コピー可)